

令和8年度群馬県不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業
に関する質疑応答

R8.2.25 群馬県生活子ども課男女共同参画室

番号	質問事項	回答事項
1	<p>本事業では相談員を雇用する必要があるかと思えます。 その場合、有給休暇の付与が必要となってきます。 有給分の人件費を年間で算出すると、まとまった金額になるため、一般管理費に含めるのは難しいと考えます。 その場合は、相談員の人件費を計算する際に、有給休暇分も含めて算出して問題ありませんでしょうか。</p>	<p>企画提案要領に記載している見積上限額以内であれば、有給分も人件費に計上していただいて問題ありません。</p>